

雪おろし墜落防止器具購入費補助 (令和7年度)

屋根雪おろし用の命綱固定アンカー等が設置されている住宅の所有者等が、ハーネス等の墜落防止器具を購入する費用を補助します！

一般世帯

要援護世帯

上限： **2** 万円 上限： **3** 万円

補助率： **50** % 補助率： **75** %



▼ 対象者

墜落防止器具取付設備が設置されている住宅または今年度中に設置する住宅の所有者または居住者の方
(業者や団体等は対象外)

▼ 対象器具

墜落防止器具は屋根の高さ等を考慮し、適切な器具を選定しましょう！
フルハーネス型のサンプルは建設課にあります！

- ①「墜落防止器具」：フルハーネス型・胴ベルト型墜落制止用器具等
- ②「墜落防止付属器具」：固定フック、命綱、カラビナ、ヘルメット、かんじき等

(注) ②は①と同時に購入する場合に限ります (②のみの購入は対象外)

▼ 補助率・補助金額

1人分あたり (千円未満切捨て)

- ・一般世帯：購入費の**50%** 上限額 **2** 万円
- ・要援護世帯：購入費の**75%** 上限額 **3** 万円

要援護世帯とは
・高齢者世帯
・障がい者世帯
・ひとり親世帯 等

1つの住宅につき **最大3人分** まで補助対象とすることができます！

※予算の範囲内での補助となります。

▼ 申請受付期間

令和7年 **9月11日 (木)** ～令和7年 **12月26日 (金)** まで
(令和7年2月27日 (金) までに購入し実績報告書を提出)

▼ 問い合わせ先

十日町市役所建設部建設課 電話：025-761-7412

器具の選定については裏面をご覧ください

墜落防止器具の選定について

墜落防止器具には色々な種類があり、使用する人がどういった立場で作業をするかによっても、法令の規制があります。地面（雪面）から屋根までの高さや、墜落後にぶら下がりの状況となった時の体へのダメージ等も考慮し、適切な器具を選定しましょう。

労働者が安全に業務を行えるように雇用主が守るべきことを定めた法律である「労働安全衛生法」では、墜落のおそれがある作業をする労働者に対して「雇用主は墜落制止用器具（安全帯）を使用させなければならない」と定めています。自己所有の建物の雪おろしを自身で行う場合は、業務でないため、この法律は適用されませんが、危険を伴う作業に変わりはないので、適切な安全対策を実施しましょう。

墜落防止器具の種類

		墜落制止用器具 (労働安全衛生法適用器具)		ワークポジショニング 器具
条件・状態等		フルハーネス型	胴ベルト型	シットハーネス (登山用ハーネス)
労働者として作業する場合の使用可否		労働者も使用可能	労働者も使用可能	労働者は 使用不可
高さ	2.0m未満	装着不要	装着不要	装着不要
	2.0m以上 6.75m未満	使用可能	使用可能	使用可能
	6.75m以上	使用可能	使用不可 労働者以外は使用可能	製品の能力・仕様による
墜落時の体への ダメージ（状況による）		中	大	中～ 大
費用		約20,000円～	約8,000円～	約8,000円～

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（抜粋）

（平成30年6月22日付け基発0622第2号）

第1 趣旨

高さ2メートル以上の箇所で行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずることが事業者には義務付けられている。

1 基本的な考え方

（1）墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められること。

（2）適切な墜落制止用器具の選択には、フルハーネス型又は胴ベルト型の選択のほか、フック等の取付設備の高さに応じたショックアブソーバのタイプ、それに伴うランヤードの長さ（ロック付き巻取り器を備えるものを含む。）の選択が含まれ、事業者がショックアブソーバの最大の自由落下距離や使用可能な最大質量等を確認の上、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて適切な墜落制止用器具を選択する必要があること。

（3）胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用すると仮定した場合の自由落下距離とショックアブソーバの伸びの合計値に1メートルを加えた値以下とする必要があること。このため、いかなる場合にも守らなければならない最低基準として、ショックアブソーバの自由落下距離の最大値（4メートル）及びショックアブソーバの伸びの最大値（1.75メートル）の合計値に1メートルを加えた高さ（6.75メートル）を超える箇所で行う場合は、フルハーネス型を使用しなければならないこと。